「独立行政法人農林水産消費安全技術センターの業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令」の制定に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和８年　月　日
農林水産省消費・安全局総務課

１．命令の題名

独立行政法人農林水産消費安全技術センターの業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

２．意見公募手続を実施しなかった理由について

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和８年政令第　号）の施行に伴って、当然に必要とされる規定の整備に係るものであり、行政手続法第 39 条第４項第８号に該当するため、意見公募手続は実施しておりません。